

★ 夏季賞与支払い届について（お願い）

賞与支払届は、賞与を支給した日から5日以内に提出していただくことになっております。また、賞与を支給しない場合でも「総括表」のみの届出が必要になります。提出されていない事業所については、至急提出してください。

★ 月変予定者について

算定基礎届提出時の8月および9月月変予定者については、支給額が決定し、従前等級より2等級以上の差が生じた場合、速やかに月額変更届を提出してください。

なお、月額変更該当しない方の届出は不要です。

★ 標準報酬月額の有効期間について

・「算定基礎届」によって改定された標準報酬月額は、9月分保険料から翌年8月分保険料まで適用されます。

・「月額変更届」によって改定された標準報酬月額は、1月から6月までに改定されたものはその年の8月分保険料まで、7月から12月までに改定されたものは翌年8月分保険料まで適用されます。

・「資格取得届」によって決定された標準報酬月額は、1月から5月までに決定されたものはその年の8月分保険料まで、6月から12月までに決定されたものは翌年8月分保険料まで適用されます。

〔注〕 当月分保険料の納付期限はその翌月末になります。

例：9月分保険料・・・10月中旬告知、納付期限は10月31日（銀行休業日の場合は翌営業日）

★ 月額変更届提出の際の注意点について

月額変更届の備考欄には昇降給差額・昇降給月及び理由（昇給、通勤手当増など）を必ず記入してください。

月額変更届に記載された改定年月の初日より60日以上遅延して提出される場合、または標準報酬月額を5等級以上引き下げる場合は、**固定的賃金の変動があった月の前月以降の賃金台帳（写）及び出勤簿（写）**が必要になります。なお、被保険者が法人役員の場合は報酬訂正の事実確認のため以下の①～④の書類のうちいずれか1つ及び**固定的賃金の変動があった月の前月以降の賃金台帳（写）**または**所得税源泉徴収簿（写）**の添付が必要です。

- ①株主総会または取締役会の議事録（写）
- ②代表取締役等による報酬決定通知書（写）
- ③役員間の報酬決議書（写）
- ④債権放棄を証する書類（写）

★ 健康保険限度額適用認定証について

健康保険限度額適用認定証の有効期限を経過、もしくは使用予定がなくなった場合は健保組合に返却してください。有効期限が経過しても使用予定がある場合は再度健康保険限度額適用認定申請書を提出してください。